(十二)　満十一年以上満十二年未満
(十三)　満十二年以上満十三年未満
(十四)　満十三年以上満十四年未満
(十五)　満十四年以上満十五年未満
(十六)　満十五年以上満十六年未満
(十七)　満十六年以上満十七年未満
(十八)　満十七年以上満十八年未満
(十九)　満十八年以上満十九年未満
(二十)　満十九年以上満二十年未満
(二十一)　満二十年以上満二十一年未満
(二十二)　満二十一年以上満二十二年未満
(二十三)　満二十二年以上満二十三年未満
(二十四)　満二十三年以上満二十四年未満
(二十五)　満二十四年以上満二十五年未満
(二十六)　満二十五年以上満二十六年未満
(二十七)　満二十六年以上満二十七年未満
(二十八)　満二十七年以上満二十八年未満
(二十九)　満二十八年以上満二十九年未満
(三十)　満二十九年以上満三十年未満
(三十一)　満三十年以上

六　機関年齢

(一)　満三年未満
(二)　満三年以上

七　設備

(一)　無線電信設備又は無線電話設備を有するもの
(二)　レーダー設備を有するもの
(三)　漁業用ソナー設備（魚群探知を目的として使用される音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置であって、垂直方向以外の方向に使用することができるものをいう。(四)において同じ。）を有するものであって、当該漁業用ソナー設備の全てに備えられる送受波器の全てに外被を有するもの
(四)　漁業用ソナー設備を有するものであって、当該漁業用ソナー設備に備えられる送受波器のいずれかに外被を有しないものが存在するもの

八　依頼検査の成績

(一)　船体が、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二十五条第三項の技術基準に適合するもの
(二)　機関が、漁船法第二十五条第三項の技術基準に適合するもの
(三)　船体及び機関が、漁船法第二十五条第三項の技術基準に適合するもの

九　保険成績等級

次の表の上欄に掲げる保険成績（支払保険金額を純保険料額で除して得た率）に応じて同表の下欄に掲げる等級

保険成績	等級
○％	一等級
○％を超え十五％未満	二等級
十五％以上二十五％未満	三等級
二十五％以上三十五％未満	四等級
三十五％以上四十五％未満	五等級
四十五％以上六十％未満	六等級
六十％以上八十％未満	七等級
八十％以上百％未満	八等級
百％以上百五十％未満	九等級
百五十％以上二百％未満	十等級
二百％以上三百％未満	十一等級
三百％以上五百％未満	十二等級
五百％以上	十三等級

注1　純保険料額は、保険の目的たる漁船について、保険期間（満期保険にあっては、保険料期間）の開始日（以下「開始日」という。）の過去五年間に成立した漁船保険（基本部分に限る。以下同じ。）の全ての保険関係に係る純保険料の合計額とする。

2　支払保険金額は、保険の目的たる漁船について、開始日の五年三月前から三月前までの間に、漁船保険の全ての保険関係について支払われた支払保険金の合計額とする。